第29回農業資材審議会農薬分科会 議事要旨

1 開催日時及び場所

日時: 令和3年12月24日(金) 9:30~11:10

場所: 農林水産省消費・安全局第2会議室(WEB会議形式による開催)

2 出席委員(敬称略)

赤松美紀、有江力、梅田ゆみ、浦郷由季、五箇公一、小西良子、櫻井裕之、 代田眞理子、夏目雅裕、平沢裕子、本田卓、美谷島克宏、與語靖洋、天野昭子、 宇野彰一、小浦道子、坂真智子、山田正和、山本幸洋

3 会議の概要

(1) 今後の農業資材審議会農薬分科会の運営について

事務局より、「今後の農業資材審議会農薬分科会の運営について」(資料3)に基づき、農林水産大臣からの諮問を受けた場合の分科会における諮問内容の確認及び部会の議事録の公開について見直すことを説明。農薬分科会決定の改正案について了承された。

委員からの主な質問又は意見と事務局からの回答は以下のとおり。

- (質問)他の審議会等でも、暫定的に発言者氏名を除いた議事録を公開し、追って 発言者氏名を含む議事録を公開する取扱いをしているのか。
- (回答) 政府の他の審議会等でも同様の事例があり、参考にしている。
- (質問) 各部会の審議資料等の取扱いについて、審議終了後には事務局が資料を回収するとある。対面での会議を想定した記載になっているが、WEB会議での取扱いは実態に合わせた柔軟な対応となるのか。
- (回答) そのように対応する予定。
- (意見)分科会において諮問内容の報告を行った後で部会での審議を行うとあるが、 分科会の開催時期が合わないことにより、審議の時期が遅れることがないの か。
- (回答) 今後、再評価が始まり分科会の頻度が高まることを想定しており、ご懸念のような問題は生じないと考えている。

(2) 農薬の登録及び変更の登録における公表文献の取扱いについて

事務局より、「農薬の登録及び変更の登録における公表文献の取扱いについて」 (資料4)に基づき、公表文献の取扱いに関する整理の方針(案)について説明。 方針(案)のとおり農薬分科会決定とすることについて了承された。

委員からの主な質問と事務局からの回答は以下のとおり。

(質問)変更登録の具体例にはどのようなものがあるか。

- (回答) 使用できる作物の追加や削除、適用病害虫の追加などが代表的な事例である。
- (質問)新規の有効成分を含む新規製剤と既登録の有効成分のみを含む新規製剤で 公表文献の取扱いが変わるが、その仕分けは事務局で行うのか。
- (回答) 今回示したのは一般的な例の整理であり、取扱いの難しいケースもありうる。評価をお願いする際、仕分けた理由についてお示ししたい。
- (質問) 食品安全委員会等の関係機関との調整はできているのか。
- (回答)関係機関との調整は重要と認識。今回、一般的な例として方針を示したが、 個別に評価機関から追加的に要求されることがありうる。
- (質問) 既登録の有効成分のみを含む新規製剤では、個々の申請に際し公表文献の 提出を求めず、15 年後の再評価で評価するとのことであるが、その間に重 要な情報が得られた場合の対応はどうするのか。
- (回答) 定期的な再評価の他、随時評価の枠組みもある。当省でも情報収集を行う とともに、毎年メーカーから情報を報告させるなど、日々農薬の安全性に関 する情報の収集に努めている。
- (質問) 新規登録の文献の収集について、査読のない論文も含めるのか。
- (回答) 先般まとめたガイドラインにあるとおり、原則、査読付き論文が対象。

(3)補助成分の取扱いについて

事務局より、「補助成分の取扱いについて」(資料5)に基づき、補助成分の定義について説明し、了承された。この定義に基づき、次回以降、引き続き検討することとなった。

委員からの主な質問又は意見と事務局からの回答は以下のとおり。

- (質問)原体に含まれる不純物は補助成分の定義に含まれないという理解で良いか。 (回答)そのとおり。意図的に添加されていないものは、補助成分に当たらないと 考えている。
- (意見)詳細について引き続き議論するとのことであれば、現時点ではこの定義で 良いと思う。
- (質問) 欧州のやり方が日本に合わない理由は何か。
- (回答) 欧州における補助成分の定義では、薬害軽減剤、共力剤は除いているが、 このような整理になっている背景までは、分からない。我が国では、米国と 同様、よりシンプルな定義とすることを提案したところ。

(4) 農薬の蜜蜂への影響評価において取り決めるべき事項について

農薬蜜蜂影響評価部会の部会長より、「農薬の蜜蜂への影響評価において取り決めるべき事項について(報告)」(資料6)に基づき、前回の農薬蜜蜂影響評価部会における検討結果を報告した。

委員からの主な質問と事務局からの回答は以下のとおり。

(質問) 蜜蜂の試験データはばらつくことが想定されるが、毒性値(LD50)を幾何

平均値とすることについて、どのくらいのデータを集めるのか、基準があるのか。

(回答) 毒性値は基本的に申請者が出す試験成績を吟味して採用する。それ以外に も、海外で評価に用いられたものや文献値を含め吟味する。これらが複数あ れば幾何平均を採るというものである。

(5) 生物農薬の登録における評価について

事務局より、「生物農薬の評価法に関する検討会設置について(報告)」(資料7)に基づき、生物農薬の評価法の見直しに係る検討状況について報告した。

委員からの主な質問又は意見と事務局からの回答は以下のとおり。

- (質問) 欧州や米国では、どのような場で議論されているのか。
- (回答) どのような審議形態を取っているのかは不明だが、微生物農薬については 化学農薬とは別途検討され登録されている。天敵農薬について、詳細は分か らないが、放飼する場合の環境影響を評価した上で使用されていると承知。
- (意見)世界と合わせるという主旨であり、了解した。
- (質問) いつまでに検討を終えるとの予定があるのか。
- (回答) 具体的なスケジュールは決まっていないが、速やかに検討を進めていきたい。

(6) 農薬取締法第39条の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について

農林水産大臣より諮問を受けた、アブシシン酸、メトブロムロンを有効成分として含む農薬の新規登録に関し、事務局より、「農薬の登録に係る意見の聴取について」(資料8-1)及び「アブシシン酸及びメトブロムロンの新規登録に係る農薬分科会における審議について(報告)」(資料8-2)に基づき説明し、了承された。

委員からの主な意見と事務局から委員への質問は以下のとおり。

(意見) 資料におけるメトブロムロンの作用機作の HRAC は、新しいコードとなっている旨情報提供する。

(委員への質問) 次回から旧コードも併記した方がよいか。

(委員からの回答) 併記する必要はないと思う。

(7) 農薬取締法第7条第7項の農薬の変更の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の 意見について

農林水産大臣より諮問を受けた、フルオピコリド、ペラルゴン酸を有効成分として含む農薬の変更の登録に関し、「農薬取締法第7条第7項の農薬の変更の登録のうち、同法第3条第2項第11号に掲げる事項の変更(原体規格の設定)に係る意見の聴取に関する資料」(資料9)に基づき審議を行った結果、案のとおり了承された。

フルオピコリドについては、質疑応答なし。ペラルゴン酸について、委員からの 主な質問と事務局からの回答は以下のとおり。

- (質問) 別紙(資料9の11ページ)の登録農薬一覧にグリホサートとの混合剤1 剤のみ記載があるが、登録があるのはこの1剤との理解でいいか。
- (回答) 今回検討している原体の農薬としてはこれ1剤だが、別の原体を用いた登録農薬が他にある。

(以上)